

秋田県公報

目次

次

ページ

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一・継続案）……………1

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第1号

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成16年1月30日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

秋田県警察の組織に関する規則（昭和45年秋田県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表地域課の項を次のように改める。

通信指令室	
新通信指令システム準備室	
鉄道警察隊	
航空隊	
機動警察隊	

第16条第1項の表中

地域課	
通信指令室	命を受け、通信指令室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
新通信指令システム準備室長	命を受け、新通信指令システム準備室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
航空隊長	命を受け、航空隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。

地域課	
通信指令室	命を受け、通信指令室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
新通信指令システム準備室長	命を受け、新通信指令システム準備室の事務を掌理し、室の職員を指揮監督する。
鉄道警察隊長	命を受け、鉄道警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
航空隊長	命を受け、航空隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。

通	地域課
副	航

機 動 警 察 隊	機 動 警 察 長	命を受け、機動警察隊の事務を掌理し、隊の職員を指揮監督する。
-----------	-----------	--------------------------------

信 指 令 官	命を受け、通信指令室の事務を処理し、地域課長を補佐する。
空 隊 長	命を受け、航空隊の事務を処理し、地域課長を補佐する。

地 域 課	通 信 指 令 官	命を受け、の事務を処 長を補佐す
	航 空 隊 長	命を受け、 務を処理し、 補佐する。
	機 動 警 察 隊 副 長	命を受け、 の事務を処 長を補佐す

通 信 指 令 室 理 し、 地 域 課 る。
航 空 隊 の 事 地 域 課 長 を
機 動 警 察 隊 理 し、 地 域 課 る。

に改める。

別表第2 鷹巣警察署綴子警察官駐在所の項中「北秋田郡鷹巣町綴子字田中大道下145番地」を「北秋田郡鷹巣町綴子字田中大道下3番地2」に改め、同表秋田警察署旭川警察官駐在所の項中「秋田市添川字添川104番地6」を「秋田市添川字添川1168

番地9」に改め、同表湯沢警察署田代警察官駐在所の項中「雄勝郡羽後町田代字字番地3」を「雄勝郡羽後町田代字畑中75番地5」に改める。
附 則
この規則は、平成16年2月2日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

秋 田 県 庁 一 階 一 号 室

總 務 課 長 一 氏 川 十 五 郎 氏

所 刷

者 刷

秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 一 十 九 号
株 式 会 社 松 原 印 刷 社
電 話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋 田 市 山 王 七 丁 目 五 番 一 十 九 号
松 原 印 刷 社

